



イ 長期休業期間

8月12日～ 8月15日（夏季休業中の学校閉庁日） 4日間

12月29日～ 1月 3日（冬季休業中の年末・年始） 6日間

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた練習日・練習時間

ア 休養日

生徒の実態、競技の特性及び大会スケジュール等の観点から、次の部活動については生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

【馬術部、野球部、フェンシング部、拳法部】

イ 練習時間

生徒の実態、競技の特性及び大会スケジュール等の観点から、次の部活動については平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とすること。

【馬術部、野球部、フェンシング部、拳法部】

ウ その他

大会スケジュール等により、練習時間の延長ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 練習試合、合宿等

(1) 練習試合や合宿等の実施にあたっては、運動部顧問が、1週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した「練習試合等計画」を校長に提出し、承認を得る。

(2) 練習試合や合宿等の実施については、以下の「5 運動競技会（公式戦等）への参加」に準ずる。

5 運動競技会（公式戦等）への参加

運動競技会（公式戦等）への参加は、学校の部活動予算規程に基づき、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も運動部顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した「練習試合等計画」を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 運動部活動顧問会

ア 年度始めに顧問会を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費等の取扱いについて

ア 部費等の取扱いについては、保護者会において徴収・管理することを原則とする。

イ やむを得ず職員が徴収・管理する場合は、公費に準ずることとし、適切に管理する。また、決算について校長に報告するものとし、その後、保護者の監査を受けるものとする。

(3) その他

運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。